



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本のSDI研究参加をめぐる政策決定過程 : 1985-1987
Author(s)	瀬川, 高央
Citation	年報 公共政策学, 9, 87-106
Issue Date	2015-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59403
Type	departmental bulletin paper
File Information	ASSP9_006.pdf



日本の SDI 研究参加をめぐる政策決定過程：

1985－1987

瀬川 高央*

はじめに

これまで、1980年代の米ソ首脳外交が冷戦終結に果たした役割は、両国間の核軍備管理交渉を軸に分析が行われてきた。しかしながら、1983年3月にレーガン（Ronald W. Reagan）米大統領が公表した戦略防衛構想（Strategic Defense Initiative: SDI）が対西側、対ソ外交に与えた影響については、現在でもその評価をめぐり必ずしも見解が一致しているとは言い難い。

従来の研究を一瞥すると SDI の冷戦史上の位置づけは次のようになる。まず、米外交史の視点から見た場合、SDI は米本土と国民をソ連の核ミサイルの脅威から防衛するシステムであり、当時の多くの米国人が想起したように対ソ強硬策の一つと位置づけられる¹⁾。また、SDI はその実現可能性は別としても、米本土の完全な防衛と核戦争の危険を終わらせようとした点で、歴代米政権に見られないユニークな安全保障政策と評価される²⁾。だがその一方で、パウエル（Colin Powell）将軍やサッチャー（Margaret Thatcher）英首相が指摘したように、SDI は核兵器による相互確証破壊（Mutual Assured Destruction: MAD）を時代遅れにして、核廃絶を実現しようとしたレーガンの理想主義的側面の表れとする見方も依然有力である³⁾。

レーガンによる SDI の公表は、西欧諸国との戦略的関係を複雑な状況下に置いた。近年の米欧関係史研究によれば、SDI はレーガンが注視していた米ソの戦略核バランスを変える可能性を含んでいた。ところが、米国は SDI の西欧諸国への影響を熟慮せず、英仏独との調整なしに同構想を発表した。英仏独の視点に立てば、従来の MAD から SDI を柱とした相互生存戦略に移行するレーガンの決定は危険な選択と映った。すなわち、英仏独は SDI がソ連の中距離核戦力（Intermediate-range Nuclear Forces: INF）攻撃に対する北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）の戦略的な脆弱性を高めるのではないかと懸念を共有していたのである⁴⁾。

* 北海道大学公共政策学研究センター研究員 E-mail: segawa@hops.hokudai.ac.jp

1) Fischer (2010), p. 270.

2) Walsh (2008), p. 86.

3) パウエル (2001), pp. 208-210; サッチャー (1993), p. 29; ワブショット (2014), p. 320; 上村 (2009), pp. 178-179.

4) Kalic (2009), pp. 99-103.

86年に英仏首脳が宣言したように、通常戦力面で東側が明確な優位にある中では、西欧にとって核抑止は不可欠であった⁵⁾。SDIの持つ技術的な波及効果は別として、欧州から見ればレーガンによるSDIの発表は従来のMADへの挑戦と受け取られたのである。

次に、SDIの対ソ交渉上のインパクトについて一瞥したい。近年のソ連・ロシア史研究は、SDIが冷戦を終結させた要因であるという西側の通説に一定の修正を促している。その論拠の一つは、ゴルバチョフ（Mikhail S. Gorbachev）書記長をはじめソ連の指導部の中には米国によるSDIの実現可能性を信じず、これを恐れていなかった政治家や軍人が複数存在したという証言である⁶⁾。当時のソ連科学界や軍参謀総長も、SDIのソ連に対する脅威は誇張されており、米国の軍備拡大に対抗するためにソ連版SDIを構築することは時間と資金の無駄遣いであると考えていた⁷⁾。なぜならば、ソ連はより低予算で戦略核の開発を推進することも可能であったからである。

ソ連は外交面でSDIに強い反対を示したが、自国の安全保障を直ちに脅かす存在とは認識していなかった。むしろ、指導部は米国がSDIによってソ連を軍拡競争に引き込み経済的に疲弊させることを警戒した⁸⁾。こうした背景から、ソ連は首脳会談の場で米国がSDIを諦めるならば、戦略核を段階的に削減しても良いとの提案を行った。米国から見れば、このことはSDIが核兵器の大幅削減に同意するようソ連に促す推進剤と捉えられたのである⁹⁾。

こうした冷戦史研究におけるSDIの位置づけを踏まえた上で、日本のSDI参加についての分析を振り返ってみたい。まず、日本のSDI参加はレーガン政権への協力を示すことにつながり、戦略面では対ソ心理戦において日米結束を誇示する効果があったと評価される¹⁰⁾。日本のSDI参加は米国の核政策に同調するものであったが、その半面、米欧諸国と比較して弾道ミサイル攻撃に対する脅威認識が低く、核抑止への依存も小さい日本にとっては、SDIの推進が直ちに米国の拡大抑止の不安定化をもたらすとは考えられていなかった¹¹⁾。日本の関心は脅威への対応というよりも、米国との政治・経済面での緊張を緩和し、日米連帯を示す象徴としてSDIを活用することにあつた¹²⁾。また、日本はSDI研究に対し、自国企業の知的財産権が守られることと、米側が特許守秘規則を明確にすることについて米国から確約を得て参加すべきと考え

5) Young (2010), p. 305.

6) Grachev (2008), p. 84.

7) ブラウン (2008), pp. 438-450.

8) 岡田 (2009), p. 20.

9) Grachev (2008), p. 84.

10) 桃井 (1995), pp. 242-243.

11) 岩田 (1996), pp. 149-150.

12) 金田 (2006), p. 88.

ていた¹³⁾。だが、そうした日本側の慎重な対応は、米国から見れば技術移転の進展の遅さを示す事例として捉えられていたのである¹⁴⁾。

こうした分析は日本のSDI参加を評価する上で有益である。だが、従来の研究では日本政府が西側結束を支持する中でどのような背景からSDI参加を検討し、対米交渉を通じて民間主体の参加を選択したのかという過程の全体像が十分に解明されているとは言い難い。以上の問題意識から、本稿では日本のSDI参加の経緯について、当時の報道と国会会議録、現段階で利用可能な外交資料の分析を基に事実関係を整理する。その際、日本が先端技術の獲得という利益のみならず、西側の対ソ結束を考慮に入れてSDI参加を検討した過程を明らかにしたい¹⁵⁾。

1. 米国によるSDI研究参加招請と日本の対応

1.1 西側協力の合意なきSDI

1985年3月、核軍備管理を目的とする米ソ核・宇宙交渉（Nuclear and Space Talks: NST）が開かれ、両国代表が戦略核、中距離核、宇宙兵器の三分野で協議を開始した¹⁶⁾。NSTの米側顧問に就任したニッツェ（Paul Nitze）は、忍耐強い交渉によりレーガン政権二期目に米ソが核軍縮合意に達する可能性を示した。同時に彼はソ連を真剣な交渉に引き出すため、日本や西欧がSDIに協力することを期待した¹⁷⁾。

この時期、西側結束はベルギーとオランダがINF配備を正式決定したことで強化された¹⁸⁾。79年12月のNATOの二重決定によりINFを導入予定の五か国（西独、英、伊、白、蘭）のミサイル配備が濃厚となり、西側結束はより強靱な性格を持つものとなったのである¹⁹⁾。

しかしINFとは対照的に、米国が同盟国に参加を招請したSDIについては、西側で協力のための合意は形成されていなかった。そこで、米国は85年5月のボン・サミットでSDIに関する政治声明を採択する意向をG7諸国に示した。米国は83年5月のウィリアムズバーグ・サミットで示した西側結束がソ連をINF交渉と戦略兵器削減交渉（Strategic Arms Reduction Talks: START）に呼び戻した経緯を踏まえ、新たな声明を発出することがNSTを成功に導くと考えた²⁰⁾。3月26日には、ワインバーガー

13) Samuels (1994), p. 190.

14) 田中 (2008), p. 270.

15) 1980年代の米ソ核軍縮交渉の全体像についてはタルボット (1990) 及び関場 (1988) を、その日本外交との関わりについては瀬川 (2011) を参照されたい。

16) 『読売新聞』1985年3月15日。

17) 同、1985年3月15日夕刊。

18) 同、1985年3月16日。

19) 西欧のINF配備に至る過程については、金子 (2008), pp. 195-238; Young (2010), pp. 295-297; Gala (2009); Glitman (2006), pp. 41-63. を参照されたい。

20) 『読売新聞』1985年3月25日夕刊。

(Caspar Weinberger) 国防長官が同盟国に対し SDI 参加の招請を行った。その内容は、同盟国は各種技術分野で関心のある分野を知らせること、研究内容について同盟国に説明する用意があること、研究参加への関心表明は60日以内に行うこと、の三点であった²¹⁾。

西側では SDI に対する認識に相違が見られた。まず、西独は SDI を非核防御兵器として認識し、これを支持した。だが、コール (Helmut Kohl) 首相は NATO の抑止戦略が維持され得る条件が満たされていないとして、SDI 参加に慎重な姿勢を示した²²⁾。西独は SDI が欧州から米国を引き離すことにならないのか、また SDI への協力が欧州から米国への頭脳流出につながるのではないかと懸念を有していた²³⁾。

一方、英国のサッチャー首相も84年12月と85年2月の訪米時に SDI を支持したが、SDI の実現が核廃絶への一歩であるというレーガンの考えに対しては懐疑的な見方を示した²⁴⁾。特に、英国は SDI が戦略的安定性を危険に晒すことなく MAD に取って代わることができるのか疑問視していた²⁵⁾。

加えて、フランスも SDI に懐疑的な見方を示した。3月末、デュマ (Roland Dumas) 外相は、宇宙軍事化の危険についてのわが国の立場は英独も共有していると述べ、SDI への協力を回避する方向で西欧の認識を一致させたいとする方針を示した²⁶⁾。

以上のように SDI に対する反応を見る限り、西欧は必ずしも米国の考えには呼応していなかったのである。だが他方で、西欧は SDI が先端研究であることを理解し、民間レベルでの参加により自国企業が新技術を獲得できる可能性を認識していた。

1.2 SDI研究への理解を示した日本

当時、日本は85年1月の日米首脳会談で SDI に理解を示したが、支持や参加の意思は明確にしていなかった²⁷⁾。なお、安倍晋太郎外相は、米国から情報提供を受け日米間で協議の段階にある間は SDI を理解するが、支持することとは相当な隔たりがあると考えていた²⁸⁾。これを敷衍すれば、日本が自国の基本的立場を踏まえて研究に参加する判断をした場合には SDI を支持することになる。3月28日、米国が日本に SDI 参加を求めたワインバーガー書簡が総理官邸に届くと、中曽根は安倍と協議し官

21) 同、1985年3月28日夕刊。

22) 『毎日新聞』1985年4月19日。

23) Kalic (2009), p. 104.

24) サッチャー (1993), p. 25.

25) Kalic (2009), p. 104.

26) 『読売新聞』1985年3月27日夕刊。

27) ただし、1984年6月の「ロンドン・エコノミック・サミット」と題する外務省文書では、SDI について「基本的に支持。『防衛は防衛的手段』でという考え方は画期的。核軍縮促進の効果も期待しうる。いずれ米ソの競争になるなら米が先行すべし」と記されている。長谷川 (2014), p. 223.

28) 「第百二国会衆議院予算委員会第二分科会議録第二号」(1985年3月8日) p. 22.

邸と外務省で米国の招請について検討した上で対応を決定する方針を示した²⁹⁾。

4月1日、ワインバーガーは同盟国への招請は最後通告ではなく、参加を求めただけであると語った³⁰⁾。だが、ホワイトハウスはこの発言とは別に、SDIをサミットの議題とする方針を固め、西側に協力を求めた。未だ参加への対応を決めかねていた外務省はこの動きに困惑した。先に見たように西欧の研究参加への対応が一致せず、慎重な姿勢を示していたからである。そうした中で、G7が一体となりSDIを支持するのは不可能と考えられた³¹⁾。

とはいえ、SDIがサミットで扱われるのは間違いなかった。そこで、安倍は4月13日の日米外相会談で、中曽根が1月の訪米時に示したSDI三原則（SDIが非核兵器であり、防衛兵器であり、核廃絶に寄与する）を根拠に、日本は米側の説明に理解を示しているが、参加については慎重に検討を重ねると述べた。これに対し、シュルツ（George Shultz）国務長官はSDI研究を20世紀中に核廃絶を実現する道筋と考えていると答えた。また、サミットでSDIを議題にすることを示唆し、日本の協力を求めた³²⁾。

安倍は帰国後の16日、サミットでSDIが議論され得ると中曽根に報告し、政府として対応を急ぐよう進言した³³⁾。外相会談から間もなく、松永信雄駐米大使がワインバーガーを表敬しSDI問題について協議した。この際、ワインバーガーはSDI研究は進行中であり、参加するならば早めに通知してほしいと松永に伝えた。ワインバーガーは早期の参加表明を日本に促していた³⁴⁾。

25日、外務省ではSDIへの対処方針について、柳谷謙介事務次官と関係局長の間で議論が重ねられた。そして、SDIに理解を示す一方で、参加についてはさらに検討するとの結論に達した。外務省がこうした結論を得た背景には、米国も西側のSDIに対する姿勢を考慮し、サミットで参加を求めることはないという判断があった³⁵⁾。なお、安倍は16日にSDIについて「サミット参加国の合意が今の段階で得られるかどうかということになりますと、まだまだそういう状況は熟していない」との考えを示していた³⁶⁾。

外務省と同様に、中曽根も西欧が参加に慎重な姿勢をとっていることから、レーガンがサミットでSDI研究に対する西側の協力を求めることはないと推測した³⁷⁾。27日、

29) 『読売新聞』1985年3月29日。

30) 『日本経済新聞』1985年4月2日。

31) 『毎日新聞』1985年4月18日。

32) 同。

33) 同。

34) 『読売新聞』1985年4月16日。

35) 『毎日新聞』1985年4月26日。

36) 「第百二国会参議院外務委員会会議録第七号」（1985年4月16日）p. 20。

37) 『毎日新聞』1985年4月26日夕刊。

中曽根はサミットに臨む基本方針を、西側結束の維持・発展の重要性を強調すること、SDIでも西側の足並みを揃えること、SDIに理解を示す基本線を維持して日本国憲法や非核三原則の枠内で慎重に対処すること、の三点に絞った。特に、中曽根は米国のSDIがソ連にNST開始を促したとの理解から、核軍備管理交渉を維持するためにSDIを含む政治上の対応が必要と考えた。加えて、中曽根はサミットの前に、SDIを推進したいレーガンと議長を務めるコールに対し、個別に対応を質して米欧間の妥協点を探ることを考えていた³⁸⁾。

1.3 対日技術協力を求めた米国

さて、85年1月の首脳会談以降、日本は米国に対しSDIに関わる情報提供を要請した。米側から日本にSDIの核心的情報が提供された形跡はないが、他方では、未だ研究参加を決めていない日本に対し米国から技術協力要請がなされていた。

ワインバーガーからの招請が届くと、日本国内でもSDI参加を巡る議論が始まった。まず、3月29日の国会で、中曽根はSDIへの技術協力については憲法や国会決議等の下で行わなければならないとの認識を示した³⁹⁾。また日本が技術協力するとしても、防御兵器の開発や配備に参加しない段階では憲法に抵触しないとの考えを明らかにした。そして、日本のSDI参加については、米側専門家の来日を受けてSDIの性格や将来展望、技術面について慎重に検討したいと述べた⁴⁰⁾。

中曽根が述べた通り、4月3日に国防総省の専門家が来日し、日本の光電子工学について調査を実施した。国防総省は正確な情報通信や大容量の情報伝送、大陸間弾道弾を破壊するレーザー技術に関心を寄せた⁴¹⁾。その調査目的は日本にSDI関連情報を提供するだけでなく、日本の高度技術をSDIに応用できるか否かを確認することであった。

米国からの情報提供は23日に開かれた日米専門家会議でなされた。本会議で米側はSDIの戦略、技術、研究体制と予算について説明を行った⁴²⁾。会議に出席した栗山尚一北米局長はSDIの技術について、弾道弾の探知・識別、弾道弾の追跡・照準、標的破壊、そして全体システムを運用する戦闘管理に関し説明を受けたことを国会で明らかにした⁴³⁾。

以上の経過をまとめると、SDIに関する日米の立場は次のようになる。米国は、研究参加の回答期限は60日で切らないが、早期の参加意思の表明に期待を寄せていた。

38) 『日本経済新聞』1985年4月28日。

39) 「第百二国会参議院予算委員会会議録第十六号」(1985年3月29日) p. 26。

40) 『読売新聞』1985年3月30日。

41) 同、1985年4月2日。

42) 同、1985年4月25日。

43) 「第百二国会参議院外務委員会会議録第八号」(1985年4月25日) pp. 5-6。

一方、日本はSDIに理解を示すが、研究参加を決定する時期に拘らず西欧の動向を見極め慎重に検討したいと考えていた。

SDI参加はそれまで日本が関与してきた国際安全保障問題と異なり、政府・省庁間の議論と政治決定だけでなく国会や民間とも調整が求められた。SDIと憲法、非核三原則、国会決議との整合性を明確にし、SDIによって生み出される高度技術の帰属先を明らかにすることが要請されたことから、政府は短期間で結論を示すことはできなかったのである。

1.4 日独間の認識

4月30日、中曽根はコールとの会談に臨んだ。ここでは中曽根が米欧仲介の役を演じる端緒となったSDI問題に絞り検討する。本会談で中曽根は、SDIが非核防衛兵器であり、核廃絶を目指すものであるという米国の説明に正当性を認め、これを理解していると述べた。そしてSDIについて、一方的優位の否定、西側全体の抑止力維持、弾道弾迎撃ミサイル（Anti Ballistic Missile: ABM）制限条約の枠内、配備につきソ連と事前協議する、という四条件を示した。また、軍縮交渉の成功のためSDI問題で西側が分裂してはならず、政治交渉におけるバーゲニング・チップとしてのSDIを大切に使うことを考えるべきだと提案した⁴⁴⁾。

これに対し、コールは完全に同意すると述べ四条件に賛意を示した。ただし、両者間には抑止力に関する認識で相違が残った。コールは西側全体の抑止力維持に関し核抑止力の堅持を強調した⁴⁵⁾。また、彼はSDIが核抑止を覆すことを懸念し、米国は「SDIの道義的正当性を強調する余り、（中略）核抑止力を非道義的なものとしてしまう矛盾を犯してしまった」と評した⁴⁶⁾。対する中曽根は、SDIを全体の抑止力の一つとして考えると答えた。

5月1日の第2回会談後、両首脳は米国のSDI研究が正当だという点で意見が一致した、と述べるに止めた⁴⁷⁾。帰国後、中曽根はSDIについて核廃絶を求めるという意味で道義的正当性を認めたと発言した。一方、コールがSDIの正当性を認めたことについて、中曽根は「ソ連への対抗上正当だという意味だ」と述べている⁴⁸⁾。こうした発言から、両者間にSDIの正当性について相違が残ったことが明らかである。いずれにせよ、中曽根は西欧のSDIに対する猜疑心を解くことの難しさを痛感した。「ヨーロッパにSDIを認めさせるけれども、アメリカがこれを推進する上では、ある

44) 宮崎大使発外務大臣宛第1229号「第1回日独首のう会談」（1985年5月1日）外務省情報開示2009—294（以下、開示番号のみ表記）。

45) 『毎日新聞』1985年5月2日。

46) 前掲「第1回日独首のう会談」。

47) 『毎日新聞』1985年5月2日。

48) 『読売新聞』1985年5月11日夕刊。

程度ヨーロッパが理解できる条件というか、考えの打ち方をアメリカに説明させる必要がある⁴⁹⁾」。こう考えた中曽根は、レーガンとの会談で四条件を示すことにした。

1.5 SDI五原則

コールと四条件につき合意した成果を携えて、中曽根は在独米大使公邸にレーガンを訪ねた。レーガンは中曽根に対して SDI 参加を要請し、G7 諸国からの参加も希望した。さらに、将来可能になれば生産・配備については西側同盟諸国と相談して行くものであり、ソ連との協議も考えていると語った⁵⁰⁾。これを受けて中曽根は、SDI は非核防御兵器であり、核廃絶を目ざすものであり、そこには道義的正当性があるので SDI について理解したいと表明した。そして、先の四条件に攻撃的核兵器削減という条件を付して SDI 五原則とし、参加については今後の展開を見て検討したいと告げた。レーガンは中曽根の発言に同意した⁵¹⁾。

中曽根は自ら示した五原則についてレーガンに同意を得た上で、ミッテラン (François Mitterrand) 仏大統領とも会談を行った。だが、SDI について両者の認識は一致しなかった。ミッテランは米国がサミットで SDI を提案しようとしているが、自分はその内容を知らず明確な姿勢を示すことができないと告げた。それでも、中曽根が 7 か国で合意できるよう歩み寄りを求めると、ミッテランは SDI に関して西側で妥協点を探ることは可能だと答えた⁵²⁾。

1.6 ボン・サミット—先送りされた西側協力の合意

こうして中曽根は、2 日開会のサミットに臨んだ。政治問題討議は、同日の晩餐会と 3 日の首脳会議で行われ「第二次大戦終結 40 周年に際しての政治宣言」が採択された。宣言は第 5 項で平和と軍縮の問題を取り上げ、次のように言及した。

我々は、民主主義的自由を擁護しつつ、平和を維持する決意を共有している。そのために、優位を求めず、また自らの防衛も怠らずに可能な限りの低い水準における安定した軍事力の均衡の維持及び強化に向けて我々の一人一人が努力する。

我々は、東西を分断している深刻な相違に対処するために高いレベルにおける対話を探求する用意がある。

我々は、平和を強化する努力及び現存する核兵器の水準の意味ある削減交渉、通常兵器の制限、化学兵器の禁止及び紛争の危険の減少を通じ、抑止を高める努力を強く支持する。

49) 中曽根 (2012), pp. 401-402.

50) 宮崎大使発外務大臣宛第 1270 号「ボン・サミット (日米首のう会談)」(1985 年 5 月 2 日) 2009—378。

51) 同。

52) 『日本経済新聞』1985 年 5 月 4 日。

我々は、ジュネーブにおける交渉の開始を歓迎する。

我々は、アメリカ合衆国の積極的な提案を評価する⁵³⁾。

宣言では、ソ連の反応を意識して、西側が防衛面で優位を築かず、ジュネーブでのNST交渉を歓迎し核兵器削減を支持することが謳われた。また、ある米政府高官は宣言文中の「我々は、アメリカ合衆国の積極的な提案を評価する」との表現について、SDIに対する西側からの支持が含まれるとの解釈を示した⁵⁴⁾。

一方、G7は宣言でSDI研究に言及しなかった。2日の晚餐会で、レーガンはSDIへの支持を取り付けるべく出席者に対し研究参加を求めた。レーガンの要請に呼応したサッチャー、コール、そしてクラクシ（Bettino Craxi）伊首相からは参加希望が示された。中曽根は先と同様に、理解は示すが参加については慎重に検討すると告げた。他方、ミッテランは戦略的選択なしにフランスの独立も自由もないとしてSDI研究に異議を唱えた。また、マルルーニ（Brian Mulroney）加首相も、SDIが米国の一方的優位をもたらすことを懸念していると表明した。

翌日、SDIを巡りG7の討議が紛糾する中、コールは先の五原則を抛り所として、議長総括でSDIに言及することを提案し、各国首脳がこれに賛同した⁵⁵⁾。この妥協案は、SDIに慎重論を唱える仏加への配慮であったが、これによりG7の足並みを揃えることができた。4日の議長総括では、政治討議でSDIが議題になったことが明かされた。また、レーガンがSDIは対ソ優位を求めず、同盟の結束を固め、平和を維持するものであること、攻撃と防御のバランスが平和をもたらすことに言及したことも公表された⁵⁶⁾。サミット終了後、中曽根は五原則が議長総括に活かされたことについて、従来の日本の立場を踏み出すものではなく米国にくぎを差した性格のものだと表現した⁵⁷⁾。

1.7 米国の対日協力要請

5月末、米国は日本に対しSDI関連技術の供与を求めた。6月10日に訪米した加藤紘一防衛庁長官は、国防総省から説明を受けた際に、日本企業が持つ先端技術をSDIに応用することについて米国が強く期待を寄せていることを理解した⁵⁸⁾。

53) 「第二次大戦終結40周年に際しての政治宣言」外務省編『外交青書』（1985年版）所収。

54) 『日本経済新聞』1985年5月4日。

55) 牧（1988），p. 465。

56) 『毎日新聞』1985年5月5日。

57) 宮崎大使発外務大臣宛第1329号「ボン・サミット」（1985年5月5日）2009—588。

58) Memo, Kelly to DOD, “Courtesy Call of Japanese Defense Minister Kato on U.S. National Security Advisor Robert McFarlane-White House, West Wing Office, 11 June 1985”, Jun 21, 1985, The National Security Archive, *Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations, Part III, 1961-2000* [hereafter: *JU III*], 00538.

6 月半ば、日本は対米武器技術供与に関する交換公文に基づく要請が米国からなされたのを受け、具体的対応について省庁間（外務、通産、防衛）協議に入った。供与要請のあった技術は SDI に応用される可能性が高いミサイル追尾誘導技術であった。こうした事情から防衛庁は、同技術の供与要請に応じる場合、SDI 参加への態度も決定せざるを得ないと明らかにした。後の省庁間協議の結果、同年秋に技術供与に応じる見通しとなった。この時期、日本は技術供与と研究参加の両面で方針決定を迫られたのである⁵⁹⁾。ただし、これは研究参加について、西欧の動向を見極め進めたいとしてきた対応に見直しを迫るものではなかった。

2. 第一次 SDI 調査団の派遣と緊急サミット

2.1 日仏間の対米認識

85 年 7 月、中曽根は欧州を歴訪した。サミットで SDI 支持に難色を示したミッテランと再び意見交換することが目的の一つであった。13 日の日仏会談では、仏ソ関係、SDI 等が議題となった。ここでは、両者が対米認識の相違を示した SDI の議論に絞り検討したい。

仏の態度は極めて後ろ向きのものであると語ったミッテランは、SDI に反対する理由を米国の提案に内在する問題と SDI 問題の本質に分けて説明した。前者について、彼は SDI 参加の提案が米国の戦略形成の決定に関するものならば、検討の余地があると述べた。しかし、提案の対象が戦略形成の実施面に限定されるならば、フランスは参加できないと断言した。後者についても、SDI が現在の戦略に代替するのは数十年も先の話であり、軍備管理交渉で宇宙軍備を取り上げること自体、望ましくないと主張した。ただし、彼は民間レベルの研究参加は否定しなかった。また、米国とは緊密に協議しており、他の NATO 諸国と比べても米国との軍事的対話はより多い程であると良好な関係を強調した⁶⁰⁾。

これに対し中曽根はミッテランに歩調を合わせて、SDI が 20 年かかるか 50 年かかるかわからないが、攻守のバランスをとる必要があり、また ABM 条約の枠内で扱わねばならない、と答えた。同時に、中曽根は日本が参加を決める前に米国から多くの情報を得たいとレーガンに要請している実情を語り、この問題について日米協議を求めていると述べた⁶¹⁾。米仏の対話の深さを強調したミッテランに対して、日米の軍事情報交換が進捗していないことを窺わせる中曽根の発言には、米国の戦略形成の実施面に近づけず、技術協力を求められた日本側の内情も表されていた。

59) 『毎日新聞』1985 年 6 月 20 日。

60) 本野大使発外務大臣宛第 3137 号「総理訪仏」（1985 年 7 月 15 日）2010—032。

61) 同。

2.2 第一次SDI調査団の米国派遣

日本が85年中にSDI参加について回答する方針を固めたのは8月であった。方針の内容は、国防総省専門家の来日要請、四省庁（外務、通産、防衛、科学技術）担当官の米国派遣とSDI進展状況の把握、担当官報告に基づく対米回答の作成である。政府は対米武器技術供与の枠内において、SDI研究に個別参加する道を模索した。ただし対米回答の時期に関して、外務省は先進国の中で日本が最初に手をあげるのは避けたいとしていた。日本の参加は西欧の動向を見極めて検討するとの方針に変化はなかったのである。外務省は英独が研究参加に踏み切れば、日本が回答する環境が整うと考えた⁶²⁾。

8月下旬、英国はSDI協力に関する作業チームを米国に派遣し、米英協力の基本原則を纏めた。また、西独も9月初旬に官民合同視察団を米国に派遣し、国防総省と協議を行った⁶³⁾。英独が相次いで作業チームや視察団の派遣に踏み切ったことを受けて、日本も9月末に四省庁の担当官で構成した調査団を米国に派遣することを決めた。9月29日、渡辺允北米局審議官を団長とする第一次調査団がワシントンを訪れ、米側担当者とは会談を行った。この会談で調査団は、研究に必要な個別技術、SDIの対ソ戦略上の意味、ソ連のSDI研究開発状況、西側同盟国が研究に協力する際の米側の制度上の対応について説明を受けた。

また調査団は、米側から要請があったミサイル追尾技術の供与について最終協議を行い、10月3日に国防総省との間で同技術を供与するための細目について合意した⁶⁴⁾。細目には、研究開発費分担のほか、供与技術の第三国移転防止の手続きが盛り込まれた⁶⁵⁾。この合意は、SDI研究参加に関する日本側の法的手続き面における障害がなくなったことを意味した。日本としてはSDI研究への参加について政治的判断を残すだけとなったのである。

2.3 緊急サミット

85年10月、レーガンは西側首脳を国連本部の米代表部に招待して緊急サミットを開催した。緊急サミットには、フランスを除く六か国の首脳が参加した。今回の会議では11月に開かれる米ソ首脳会談について意見が交わされた。

開会に際し、レーガンは「ゴルバチョフは東西関係の改善を進める為に政治、経済等の分野において新たな姿勢で米ソ会談に臨む可能性がある」と見ている」との考えを述べた⁶⁶⁾。これに対し中曽根は、ソ連が会談に応じた背景にソ連内部の行き詰まりが

62) 『日本経済新聞』1985年8月11日。

63) 『読売新聞』1985年9月18日。

64) 『日本経済新聞』1985年10月4日夕刊。

65) 『読売新聞』1985年10月4日夕刊。

66) 黒田大使発外務大臣宛第3072号「主要国首のう会合」（1985年10月25日）2009—293。

あることも否定できず、首脳会談ではゴルバチョフに何か持ち帰る材料を考える必要があろうと指摘した。要するに、ソ連の出方次第では西側との経済交流拡大といった材料を与えたらどうかと提案したのである⁶⁷⁾。

この考えに対し、レーガンはソ連と紳士的に対応する考えであるが、国益を損うよりは首脳会談において何らの成果も得ないほうが良いと答えた。経済交流拡大についても「貿易はわれわれにとり、主要なバーゲニング・チップであるが、ソ連が欲しているものをわが方から初めに提示することは避けたい」として退けた⁶⁸⁾。レーガンが会談の議題として最重要と考え、個人的に取り組みたかったのは安全保障問題であった。特に、均衡のある軍備削減に成功しなければソ連がいかに高い代償を払うことになるか、ゴルバチョフに理解を求めたかったのである。

2.4 ジュネーブ米ソ首脳会談

11月19日、ジュネーブで米ソ首脳会談が行われた。一日目の会談で両首脳は会談の目的を軍縮交渉促進や相互不信除去のための議論に絞ることで一致した。二日目の会談では、レーガンが戦略核50%削減について具体案を示した。また、INF 交渉についてもソ連が欧州部のSS-20削減に同意するならば、米国もパーシング II の配備数を85年末の水準で制限する用意があると提案した⁶⁹⁾。

これに対し、ゴルバチョフは戦略核50%削減を歓迎し、双方が受け入れ可能な提案を望んだ。だが、彼は米国の INF 提案に英仏核戦力や巡航ミサイルが算入されていないとしてこれを拒否した⁷⁰⁾。会談後に両国は、欧州部 INF に関する暫定協定締結と戦略核50%削減について交渉を続けることを明らかにしたが、具体的結論を得るまでに至らなかったのである。

3. 日本のSDI研究参加決定とその枠組み

3.1 西独の参加方式に対する関心

この間、英独のSDI参加準備は進んでいた。ここでは、西独のSDI研究参加の動向を概観し、日本の参加に与えた影響について簡単に触れておきたい。

11月下旬、西独のキリスト教社会同盟党首シュトラウス (Franz J. Strauss) は、西独の脅威は東側配備の中距離核にあり、これを排除できるか否かについてSDI研究の幅を広げるべきだと論じ、SDIに関して米独協定を締結すべしとの考えを示した⁷¹⁾。

67) 同。

68) 同。

69) Memcon, "Reagan-Gorbachev Meetings in Geneva, Third Plenary Meeting", Nov 20, 1985, The National Security Archive, *Electronic Briefing Book No. 172, To the Geneva Summit*, Document 21.

70) Matlock (2004), p. 159.

71) 田村総領事発外務大臣宛第294号「SDI研究に関する問題」(1985年11月22日) 2010—033。

一方、協定締結に関し西独外務省は、技術の一方通行を排し、相互主義を確保するといっても、技術移転に関する米側の制約は多く、米側がこれをどの程度またどうやって緩和し得るかも必ずしも明らかでないとして現状を分析していた⁷²⁾。西独外務省は協定でカバーする技術移転について、相互主義を確保することが重要だと考えた。

こうした考えを受けて86年1月に訪米したバンゲマン（Martin Bangemann）経済相は、ワインバーガーとの協議でSDI参加の合意とは別に、一般技術交流に関する交渉を提案し米側の同意を得た⁷³⁾。西独の狙いは、SDI参加を契機に米国との技術交流基盤を整備することだった⁷⁴⁾。要するに、西独はSDIを含む防衛技術だけでなく、汎用技術もカバーする技術交流全体に関する交渉を目指したのである⁷⁵⁾。

なお、日本も民間主体でのSDI研究参加に関心を寄せていた。米独間で交渉グループの設置が決まった直後、22日に訪独した安倍はSDI研究について「西独は国として関与するのではなく、企業が関与していく形であり、部分的なものだ。日本としても、今後の検討に当たってはこれが参考になる」と述べ、西独の参加方式に関心を示した⁷⁶⁾。

同様にSDI研究への参加を表明した英国は、85年12月に米国との間で包括的取決めである了解覚書（Memorandum of Understanding: MOU）に署名した。署名式に臨んだ米英両国防相は「包括的MOUの内容は、あくまで二国間限りのものであり、かつ今後、他の同盟国との交渉との関連もあり、公表することにはならない」との立場を示した⁷⁷⁾。

3.2 第二、三次SDI調査団

日本の第二次調査団の米国派遣は、西欧のSDI参加が進展する時期と重なった。86年1月15日、小野寺龍二情報調査局参事官を団長とする調査団は、各視察先で国防総省と契約を結んだ企業や研究所のSDI技術担当者と意見交換を行った⁷⁸⁾。日本側は今次調査を通じ、参加が可能な技術分野を選定し、米側が協力を期待する先端分野を見定めようとした。2月中旬、日本政府は国内企業に対し具体的な参加の検討を要請した。既に1月末には政府が主要な電機、重工業関連企業に対し調査を行い、企業側から参加時の契約方式や対象分野について聴取を進めていた⁷⁹⁾。こうした動きについて米國務省は、中曽根政権が民間企業と研究機関の参加を促進することに利益を見出

72) 宮崎大使発外務大臣宛第3037号「SDI」（1985年12月5日）2010—033。

73) 宮沢大使発外務大臣宛第147号「独のSDI研究参加」（1986年1月19日）2010—033。

74) 宮沢大使発外務大臣宛第364号「独のSDI研究参加」（1986年2月18日）2010—033。

75) 松永大使発外務大臣宛第709号「SDI」（1986年1月25日）2010—033。

76) 『日本経済新聞』1986年1月23日夕刊。

77) 松永大使発外務大臣宛第9342号「英国のSDI研究参加」（1985年12月6日）2010—033。

78) 『日本経済新聞』1986年1月23日夕刊。

79) 同、1986年1月27日。

していることから、SDI 参加を奨励するであろうと分析した⁸⁰⁾。

3月4日、中曽根は第三次調査団の派遣に関して、民を入れるのが大事だと述べ、次の調査が官民合同となることを明らかにし、参加が民間主体で行われることを認めた⁸¹⁾。第三次調査団は、3月31日から一週間の日程でウェスチングハウス社、マーチン・マリエッタ社等に赴き意見聴取した。同行した岡本行夫安保課長によれば、日本が参加を決める前であったため、米側は研究の手の内を明かさなかった。調査により明らかになったのは SDI の全体像ではなく、技術的な実現可能性に対する米側の自信だったのである⁸²⁾。

3.3 SDI関係閣僚会議の設置と参加方針の決定

日本政府は三次に亘る調査を踏まえ、4月14日に SDI 参加を最終調整するための閣僚会議の設置を決めた。同会議の設置には、首相判断とともに閣僚の合意が不可欠とする安倍の意向が反映された。初会合は23日に開かれ、後藤田正晴官房長官、安倍外相、渡辺美智雄通産相、加藤防衛庁長官、河野洋平科学技術庁長官の5名が出席した。

会合では調査に参加した担当官を招き、SDI の技術面について議論が行われた。担当官は、米国で見聞した五分野（標的補足、運動エネルギー兵器、指向性エネルギー兵器、迎撃システムの残存性、システム構築）の基礎研究について報告を行い、これら基礎研究の民生技術への波及効果を説明した。この結果を踏まえ、調査団は次のように報告を結んだ。

我が国は要素技術を中心にして国際的にも高い水準にあり、SDI 研究に対して、応分の技術的寄与をなし得る能力を有している一方、いまだ基礎的段階にある技術分野も多い。今回の調査対象であった技術的側面から見る限り、我が国が適切な形でその成果を利用し得る方法で SDI 研究計画に参加することになれば、我が国の関連技術水準向上にも大きな影響を及ぼす可能性があると思われる⁸³⁾。

会合ではこれを専門家の結論とすることで一致した。5月7日の国会で河野は、初会合では調査団の報告について、特段の議論は行われなかったと明らかにした⁸⁴⁾。即ち、担当官の報告に基づく SDI 参加の検討に関して閣僚間で事実上のゴーサインが

80) Memo, Holmes to Schneider, "Circular 175: Request for Authority to Negotiate and Conclude Agreements on Cooperative Research for SDI with the FRG, Japan, Italy, Israel", Feb, 1986, The National Security Archive, *Japan and the United States: Diplomatic, Security, and Economic Relations, Part II, 1977-1992*[hereafter *JU II*], 01291.

81) 世界平和研究所 (1996), p. 937.

82) 五百旗頭 (2008), pp. 114-115.

83) 『日本経済新聞』1986年4月23日。

84) 「第百四国会参議院科学技術特別委員会議録第六号」(1986年5月7日) p. 20.

出され、これより先の判断は政治レベルで行われることになったのである。

さて、政府は民間企業が米国との政府間取決めによりSDIに参加する西独方式に準拠する姿勢を示した。ただ、西独方式では開発に成功した技術の特許権が米国に帰属し、他の協定締結国の企業が第三国に技術を輸出する際には米国の拒否権が及ぶ可能性が指摘された。そのため、閣僚会議は民間企業と調整を図り、技術使用权について日本が不利とならない方式を模索した⁸⁵⁾。また、1969年に衆議院で議決された「宇宙の開発及び利用に関する国会決議」とSDIとの関係について議論をまとめ、その法的整合性を示すことも急務となった。

同会議の第1～3回は担当官の説明を聴取し、閣僚が質疑を重ねながらSDIの技術、戦略、制度面について一致できる点を確認する機会に当てられた⁸⁶⁾。また、第4～5回の会合では、閣僚間で実質的な意見交換が行われ、宇宙開発に関する国会決議とSDIとの整合性、日米間協定における特許権の帰属問題について議論が行われた⁸⁷⁾。最後の第6回では、関係閣僚全員で「SDI研究計画に関する内閣官房長官談話」を決定した。本談話は、非核による高度な防衛システムとしてのSDI研究は平和国家の立場に合致すること。SDI研究は西側全体の抑止力強化につながり、日本の参加は日米安保体制の効果的運用に資すること。日本の関連技術水準の向上に寄与する、ことを確認した⁸⁸⁾。

こうして閣僚会議の成果は官房長官談話に結実した⁸⁹⁾。談話は、米国のSDI研究に日本が参加する際の枠組み作りを行う対米交渉の基本方針と位置づけられた。なお、政府は宇宙開発に関する国会決議との関係について、SDIは米国主体の研究であるため同決議に抵触せず、日本が防衛システムであるSDIの研究に参加することは宇宙の軍事利用に当たらないと説明した⁹⁰⁾。

この談話を受け、米政府はSDI局内に日本担当を置くことを決めた。また、米国から技術提携を打診された日本企業は、政府間交渉進展と合わせ米国企業との間で提携協議に入る姿勢を示した。一方、日本政府もSDI局との間で協定締結に向けた交渉を進めた。その方針には、締結する協定の内容をできる限り公開すること。また、研究成果の使用权について日本企業が不利とならないようにすることが示された。

3.4 日米SDI協定交渉

対米交渉の代表団には四省庁の担当官が充てられ、渡辺充が団長に指名された。協

85) 『日本経済新聞』1986年4月22日。

86) 同、1986年5月13日夕刊、7月18日夕刊。

87) 同、1986年8月9日、9月2日夕刊。

88) 同、1986年9月9日夕刊。

89) 「SDI研究計画に関する内閣官房長官談話」(1986年9月9日)。

90) 『日本経済新聞』1986年9月9日夕刊。

定交渉ではSDI研究に参加する日本企業がその成果を適切な形で利用できることや、現行法により技術流出に対処することが基本線となった⁹¹⁾。10月28日の第一次交渉で、米側は秘密保護立法をしないとの日本の方針を認めたが、研究成果の転用と協定内容の公開について回答を留保した⁹²⁾。米国が英独と締結した協定は非公開とされ、対日協定に限り内容を公開することは米国としても受け入れ難かった⁹³⁾。また、米代表のギャフニー（Frank J. Gaffney Jr.）国防次官補代理は、米国が自国企業に助成金を与えないのと同様に、日本企業に利益を供与する際には、米国の法規制に関する例外を設けるつもりはないと考えていた⁹⁴⁾。

続く12月11日の第二次交渉では日本の参加企業が保有する独自の技術、情報、ノウハウが十分保護されるとともに、これらを秘密指定の範囲外とすることについて米側が配慮を示した。だが、日本側参加企業の処遇を米国企業と同等にすべきとの要望は退けられた⁹⁵⁾。

87年1月21日の第三次交渉でも双方は合意に至らず、以後、協定交渉は北米局と国防総省との間で非公式に進められた。この間、国務省は日本の参加決定を西側の抑止体制に対するSDIの潜在的重要性を強調したものと受け止め、次の第四次交渉で両国が合意に達することが望ましいと考えていた⁹⁶⁾。

4月12日に開かれた渡辺とギャフニーの非公式協議で、協定の枠組みについて漸く合意が成立した。合意では、第一に日本の参加の枠組みを定めた交換公文を公開すること、第二に協定の細部に関しては日米でMOUを交わし非公開とすることが確認された⁹⁷⁾。この合意で米側は交換公文公開について譲歩し、日本はMOUを非公開とすることで配慮を示したのである。

合意後、日本政府は直ちに交換公文の文案を固めた。その内容は、研究成果の知的財産権は米政府が有するが、安全保障の枠内で参加企業が利用することを妨げない。契約は米政府と日本企業の直接方式のほか、複数の選択肢を設ける。共産圏等への技

91) 同、1986年10月26日。

92) なお、86年3月に竹入義勝公明党委員長が訪米した際、「SDIの機密保護のために新たな国内立法措置が必要か」との竹入の問いに対し、ワインバーガーは「日本は米国から受け取った軍事情報を非常に良く保護してきた経験があり、現行法体系で適切かそうでないかは日本政府が決めることだ。我々は機密が十分に守られることだけに興味がある」と見解を述べている。Cable, DOD to DOS, “Visit of Komeito Chairman Takeiri” Mar 15, 1986, *JU III*, 00560.

93) 『日本経済新聞』1986年11月17日。

94) Memo, Gaffney to Weinberger, “Update on US-Japanese SDI Negotiations” Nov 24, 1986, *JU III*, 00588.

95) 『日本経済新聞』1987年1月4日。

96) Briefing Paper, DOS, “Fact Sheet: Japanese Participation in SDI”, Mar 15, 1987, *JU II*, 01365.

97) 『日本経済新聞』1987年4月22日。

術流出を防ぐため必要な措置を講じる、というものである⁹⁸⁾。6月初旬に第四次交渉団が訪米し交換公文及びMOUの文案調整を続けた後、交渉が妥結したのは7月7日であった。

21日、SDI研究参加に関する日米協定が閣議決定され、松永駐米大使とワインバーガーがこれに署名し発効した。交渉で焦点となった知的財産の使用権について、協定は「個別の契約その他の取決めに従った作業の実施の過程において日本国及びアメリカ合衆国の参加者により創出された情報に対しては、公正かつ衡平な待遇が与えられる」と定めた⁹⁹⁾。本協定により、研究成果のうち米側が知的財産権を有するものであっても、日本企業がその使用権を確保できるようになったのである。

おわりに

本稿では日本のSDI研究参加をめぐる過程を考察した。これまでの考察から日本のSDI参加の外交面、国内政治面、技術政策面における特徴をまとめておきたい。

まず外交面については、ボン・サミットにおいて日本が提示したSDI五原則が議長声明に活用されたことを通じて、SDIへの対応をめぐり意見相違が生じていた西側の再結束に寄与したことが挙げられる。その過程で、西側全体の抑止力の維持・強化と核兵器の大幅削減を前提とし、SDI研究を理解する方向性を打ち出したことは、国際政治における日本の存在感を示すことにもつながった。

一方、国内政治面では研究参加について従来の安全保障上の基本的立場を尊重し、国会や民間との調整が図られた。サミットでのSDI対処方針や五原則提示は官邸と外務省が主体的に判断を下していたが、その後の参加決定に至る具体的な過程では首相判断に一任せず、関係四省庁の担当官で構成された調査団の派遣と閣僚会議による議論を通じて合意形成が行われている。

最後に技術政策面では、民間主体のSDI参加を政府間協定で取り決める西独方式を参考に対米交渉を重ねた結果、日本は他の西側諸国の参加から遅れたものの、交換公文の公開と知的財産の使用権に関して米側から譲歩を引き出すに至った。特に対米協定の一部公開は交渉が先行していた英独も成し得なかった重要な成果の一つであり、日本のSDI参加の政治的透明性を確保することに寄与した。

日本のSDI参加をめぐる決定過程は以上のように特徴づけることができる。だが、西欧諸国と異なりSDIの実現は米国の拡大抑止の戦略的安定性を脆弱にすると考えなかった日本が、なぜ西欧諸国よりも慎重な政策判断と対米交渉を行い得たのかという疑問は残る。こうした問題については、今後日米欧の一次史料を比較分析することにより稿を改めて検討したい。

98) 同、1987年5月3日。

99) 「戦略防衛構想における研究に対する日本国の参加に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（1987年7月21日）。

参考文献

- 五百旗頭真ほか編（2008）『岡本行夫―現場主義を貫いた外交官』朝日新聞出版。
- 岩田修一郎（1996）『核戦略と核軍備管理』日本国際問題研究所。
- 岡田美保（2009）「ソ連による弱さの自覚と対外政策の転換」『国際政治』第157号、pp. 13-26。
- 金子謙（2008）『NATO 北大西洋条約機構の研究』彩流社。
- 金田秀昭ほか（2006）『日本のミサイル防衛』日本国際問題研究所。
- 上村直樹（2009）「冷戦終結外交と冷戦後への模索」佐々木卓也編『戦後アメリカ外交史』有斐閣、pp. 167-212。
- マーガレット・サッチャー、石塚雅彦訳（1993）『サッチャー回顧録 下』日本経済新聞社。
- 世界平和研究所編（1996）『中曽根内閣史―首相の一八〇六日 下』丸ノ内出版。
- （1997）『中曽根内閣史―資料篇（続）』丸ノ内出版。
- 瀬川高央（2011）「冷戦末期の日米同盟協力と核軍縮」『国際政治』第163号、pp. 81-95。
- 関場誓子（1988）『超大国の回転木馬』サイマル出版会。
- 田中明彦ほか（2008）「新自由主義の時代 1980年代」五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣、pp. 261-287。
- ストローブ・タルボット、加藤紘一ほか訳（1990）『米ソ核軍縮交渉』サイマル出版会。
- 中曽根康弘、中島琢磨ほか編（2012）『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社。
- コリン・パウエルほか、鈴木主税訳（2001）『マイ・アメリカン・ジャーニー―ワシントン時代編』角川書店。
- 長谷川和年（2014）『首相秘書官が語る中曽根外交の舞台裏』朝日新聞出版。
- アーチャー・ブラウン、小泉直美ほか訳（2008）『ゴルバチョフ・ファクター』藤原書店。
- 牧太郎（1988）『中曽根政権・一八〇六日 上』行政問題研究所。
- 桃井眞（1995）「国際安全保障への積極的参加」世界平和研究所編『中曽根内閣史―理念と政策』丸ノ内出版、pp. 227-257。
- ニコラス・ワプショット、久保恵美子訳（2014）『レーガンとサッチャー』新潮社。
- Fischer, Beth A. (2010) “US foreign policy under Reagan and Bush”, in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad (ed.), *The Cambridge History of the Cold War, Vol.III: Endings*, Cambridge University Press, Cambridge, pp.267-288.
- Gala, Marilena(2009) “From INF to SDI”, in Leopoldo Nuti (ed.), *The Crisis of Détente in Europe*, Routledge, New York, pp.111-123.
- Glitman, Maynard W.(2006) *The Last Battle of the Cold War*, Palgrave Macmillan, New York.
- Grachev, Andrei (2008) *Gorbachev's Gamble*, Polity Press, Cambridge.
- Kalic, Sean N. (2009) “Reagan's SDI announcement and the European reaction”, in Leopoldo Nuti (ed.), *The Crisis of Détente in Europe*, Routledge, New York, pp.99-110.
- Matlock, Jr., Jack F. (2004) *Reagan and Gorbachev*, Random House, New York.

- Samuels, Richard J. (1994) *“Rich Nation Strong Army”*, Cornell University Press, New York.
- Young, John W. (2010) “Western Europe and the end of the Cold War”, 1979-1989, in Melvyn P. Leffler and Odd Arne Westad (ed.), *The Cambridge History of the Cold War, Vol.III: Endings*, Cambridge University Press, Cambridge, pp.289-310.
- Walsh, David M. (2008) *The Military Balance in the Cold War*, Routledge, New York.

〔謝辞〕

本研究は JSPS 科研費26780099の助成を受けたものです。

Participation in the SDI research by Japanese Government: Policy decision process (1985 – 1987)

SEGAWA Takao

Abstract

The purpose of this article is to discuss participation in the SDI research by the Nakasone Administration. In 1985, the U.S. Department of Defense requested that it participate in the research of SDI for European countries and Japan. At first, West Europe and Japan showed a skeptic view about the realizability of SDI. However, the U.K. and West Germany concluded the agreement to participate in the SDI research that the United States initiated. To acquire the high technology that the United States developed, Japan also decided participation in the SDI research following the U.K. and West Germany. Japan was able to disclose the content of the agreement of the SDI research participation by doing the negotiation with the United States repeatedly. Moreover, a Japanese enterprise acquired use rights of the defense technology newly developed from the United States enterprise.

Keywords

Strategic Defense Initiative, Japan-U.S. Security Relationship, Technological Policy of Japan